

# ジェネリック医薬品を使ってみませんか？

## ●ジェネリック医薬品とは？

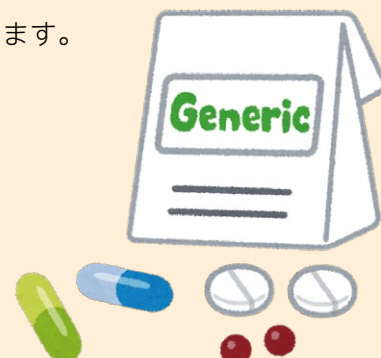
ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の特許期間が切れた後に他の医薬品メーカーが同じ有効成分を使って製造・販売する後発医薬品です。開発費にかかる費用が少ない分、先発医薬品より安い価格で提供されています。

## ●効き目や安全性は？

厚生労働省が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有すると認めた医薬品です。

## ●ジェネリック医薬品に切替えたいときは？

- ①医師や薬剤師に利用する旨を伝えてください。
- ②それぞれの薬の効果・副作用について薬剤師から説明を受けましょう。
- ③薬剤師の説明に納得できたら、ジェネリック医薬品を希望することを伝えましょう。



ジェネリック医薬品の詳しい情報はこちらのホームページから確認できます。

日本ジェネリック医薬品・バイオシミラー学会ホームページ

■かんじゃさんの薬箱<https://www.generic.gr.jp>

# 交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からけがをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手（加害者）が負担するべきものとなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、組合員証又は被扶養者証を使用して治療を受けることもできますが、**必ず共済組合への連絡が必要です。**

組合員からの報告に基づき、**組合員証又は被扶養者証を使用したことにより、公立学校共済組合高知支部が一時的に医療費（7割～8割分）を立て替えて医療機関に支払った分について、共済組合から加害者（保険会社等）へ請求します。**



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# お住まいの市町村から医療費助成を受けている方は届出が必要です

組合員または被扶養者の方が次の公費負担医療制度（以下の①・②）の該当者となった場合は、医療機関で支払う医療費の患者負担額（2～3割）が市町村から助成されるため窓口負担が発生しなくなります。このため、共済組合からの医療給付（高額療養費等）は行いません。市町村からの助成と共済組合の給付との二重給付を避けるため、受給者となられた場合は必ず共済組合へ届け出てください。

## 共済組合への届出が必要な市町村の助成制度

- ①重度心身障害児・者医療・・・「障害医療費受給者証」
- ②ひとり親家庭医療・・・「ひとり親家庭医療費受給者証」

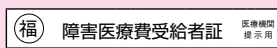
## 届出書類

①又は②の該当者となったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号）</li> <li>・受給者証の写し</li> </ul>
①又は②に該当していた方が、該当しなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公費医療助成認定・取消届出書」（様式第3-26号）</li> <li>・却下通知書の写し等</li> </ul>

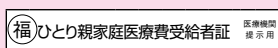
## 注意事項

- 該当者となった旨の届出がない場合や、届出が遅れたことにより共済組合から医療給付を受給した場合は、当該給付金を返還していただくこととなります。
- ①又は②の該当者となった場合だけでなく、該当していた方が該当しなくなった場合も届出が必要です。届出が遅れると、本来受けることができた共済組合からの医療給付が受けられなくなることがあります。

(みほん①)

	
公費負担番号	4 6 * * * *
受給者番号	1 2 3 4 * * *
住所	780**** 高知市〇〇町1丁目*-*
氏名	公立 太郎
性別	男
生年月日	平成**年**月**日
有効期間	令和**年**月**日から 令和**年**月**日まで
加入医療保険	34390013 公立学校共済組合高知支部
発行機関名及び印	高知県 〇〇〇市長
交付年月日	令和〇〇年〇月〇日

(みほん②)

		
公費負担番号	4 3 3 9 * * * *	
住所	780**** 〇〇市△△町1-2-3	
氏名	高知 花子	
受給対象者氏名	No. 受給者番号	
生年月日	性別	有効期限
高知 花子	00 2 * * * * *	
昭和**年4月1日	女	2 7. 1~3. 6. 30
高知 一郎	01 2 * * * * *	
平成**年8月10日	男	2 7. 1~3. 6. 30
交付年月日	令和2年 7月 1日	
発行機関名及び印	〇〇市長	

こちらの受給者証を交付されたときは、共済組合へ届出が必要です！



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

# 令和5年度保健事業のご案内

公立学校共済組合高知支部では、令和5年度の保健事業を下記のとおり実施します。

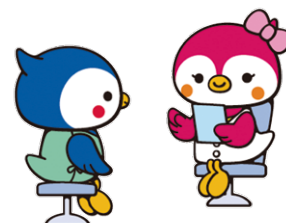
なお、詳細につきましては、所属所への通知文書と事業案内冊子及び公立学校共済組合高知支部のHP (<https://www.kouritu.or.jp/kochi/>) でご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業が中止又は変更となる場合がありますのでご了承ください。

## ■人間ドック等事業■

組合員を対象として、下記の検診機関で人間ドックを実施します。

申込みをされた方については、所属所へ決定通知を5月下旬頃発送します。



### ◎ドックコース・検診機関名・実施定員・自己負担額◎

検診機関名	実施定員(人)	自己負担額 (円)	
		自己負担 (A) (主に互助団体加入者)	自己負担 (B) (互助団体非加入者等)
四国中央病院 (1泊)	250	26,250	42,150
四国中央病院 (1日)	30	7,000	19,100
JA高知健診センター (1泊)	350	27,000	42,900
JA高知健診センター (1日)	970	7,000	19,100
JA高知健診センター (婦人)	100	3,000	7,700
高知県総合保健協会 (中央)	490	7,000	19,100
高知県総合保健協会 (幡多)	285	7,000	19,100
いずみの病院	155	7,000	19,100
高知西病院	180	7,000	19,100
土佐市民病院	165	7,000	19,100
中村クリニック	70	7,000	19,100
高知検診クリニック (1日)	1,855	7,000	19,100
高知検診クリニック (婦人)	300	3,000	7,700
高知検診クリニック (脳)	50	4,400	11,800
青木脳神経外科・形成外科 (脳)	50	4,400	11,800

※実施定員については、令和4年度と比べて100人増としています。

※JA高知健診センター(1泊)の自己負担額は、変更となっています。(その他の自己負担額に変更はありません。)

### 自己負担 (B) : 互助団体非加入者等とは

公立学校共済組合高知支部の人間ドック事業には、一般財団法人高知県教職員互助会・高知市職員厚生会・一般財団法人高知県市町村職員互助会から補助金をいただいています。この補助金の対象とならない組合員の方は、自己負担 (B) の金額が適用されます。主にこれらの互助団体に加入していない方が該当しますが、加入していても短時間勤務の方は自己負担 (B) の金額が適用される場合があります。詳しくは、募集案内の冊子「令和5年度保健事業のご案内 (人間ドック等検診事業)」や「令和5年度人間ドック申込書」の裏面でご確認ください。(高知支部ホームページへも掲載しています。)

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

## ●人間ドックの決定・不決定の通知について

人間ドック等の決定・不決定の通知については、5月下旬頃に所属所宛てに送付しますので、ご確認ください。

## ●決定となった方

受診決定（追加決定を含む）した組合員へは、各検診機関から受診日等の案内が受診の前（おおよそ2ヶ月前）に自宅へ直接送付されますので、ご自身で日程を確認のうえ、受診してください。（検診機関によって通知時期は異なります。）

なお、受診日の決定等は各検診機関で実施していますので、日程の調整（受診日の変更等）を希望される場合は、ご自身で実施検診機関に連絡をして調整を行ってください。

## ●臨時的任用職員等で任期のある方

受診日の決定等は各検診機関が行っているため、決定した検診機関へご自身で連絡していただき、任期内に受診できるように日程の調整をお願いします。（検診機関の予約の状況により、ご希望に沿えない場合があります。）

検診が5月下旬から始まる検診機関もありますが、各検診機関で開始月が異なるため、ご注意ください。

## ●申込・決定に関する事項

- (1) 決定を受けた場合であっても以下に該当する場合は、当該決定は失効します。
  - ・受診時において組合員資格を喪失している場合（現職を退職した後、任意継続組合員となった場合であっても、当該決定は取消となります。）
  - ・日程調整が難航したことにより当該年度中に受診できなかった場合
- (2) 決定となった後、検診機関及び検診区分を変更することはできません。
- (3) 実施期間中に、キャンセル等により欠員が生じた場合であっても、追加募集や追加決定は行いません。

## ●受診に関する事項

- (1) 人間ドック等については定期健康診断及び特定健康診査の検査項目を包含しているため、検査項目等を欠落することの無いようにしてください。  
 なお、原則として本人及び検診機関のやむを得ない事情等により検査項目の一部を実施しなかった場合であっても自己負担額の減額は行いません。
- (2) 一部の検診機関においては、人間ドック等に併せて生活習慣を見直すことを目的とした特定保健指導（初回面談）を実施しています。対象となった方は原則受診してください。



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



## ■ヘルスアップセミナー■

組合員とその配偶者を対象に「生活習慣病」等に関する講習会を開催します。  
たくさんの方のご参加をお待ちしております。  
セミナー内容の詳細については、別途所属所あてに通知します。



- 開催時期：7月～8月（予定）
- 開催地域：中央会場（1回）、東部会場（1回）、西部会場（1回）、オンライン（LIVE配信）（1回）

## ■ライフプランセミナー■

組合員を対象に「生涯生活設計」に関する講習会を動画視聴形式で開催します。  
セミナー内容の詳細については、別途所属所あてに通知します。

- 開催時期：7月～8月（予定）
- 方 法：動画視聴形式
- 講習内容：①退職準備型（定年退職前5年以内の方向け）  
②経済生活設計型（20代～30代半ばの方向け）

## ■芸術鑑賞補助事業■

組合員とその被扶養者が、展覧会等を利用するとき、その入場料等の一部を補助する事業です。  
指定の場所で入場券等を購入する際には、必ず所属所に配布の「芸術鑑賞利用補助券」を購入窓口に出していただき。

補助対象事業の一覧は、所属所へ配布している冊子「令和5年度保健事業のご案内（人間ドック以外）」及び高知支部ホームページに掲載しています。

## ■保育用品配付■

出産費又は家族出産費が支給される組合員に対して、育児に必要な品物を配付する保育用品配付があります。

保育用品の一覧は、所属所へ配付している冊子「令和5年度保健事業のご案内（人間ドック以外）」へ掲載しています。

また、イメージ画像を高知支部ホームページへ掲載しています。

## ■被扶養配偶者婦人検診■

被扶養配偶者（女性）を対象に婦人検診の補助を行います。

令和5年4月1日現在、30歳以上の引き続き認定期間が1年以上ある偶数年齢の被扶養配偶者（女性）が対象です。詳しくは、令和5年3月16日付けの所属所への通知及び対象の被扶養配偶者（女性）へお送りしたご案内をご確認ください。

## ■特定健康診査受診券を送付します！■

特定健康診査の対象となる40歳以上74歳以下の被扶養者の方へ、7月中旬頃に「特定健康診査受診券（セット券）」を送付する予定です。

ご自身の健康の状態を確認し、生活習慣を振り返る大切な機会です。受診券が届きましたら、ぜひ早めの受診をお願いします。

受診は**無料**です！！



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

# 高知会館で使える補助券のご案内

高知宿泊所「高知会館」の利用料に対して補助を行っています。詳しくは所属所へ送付している冊子「令和5年度保健事業のご案内（人間ドック以外）」及び高知支部ホームページをご覧ください。

## 利用券

高知会館を組合員が利用したときに、利用料1,000円につき500円を補助します。利用1回当たりの補助金額は2,000円まで、年度内に3,000円まで補助します。

### 補助の対象となる利用料

- 食事（レストラン・宴会・テイクアウト商品）
- 会議室（慶弔利用等のプライベートでの利用に限ります。）

### 利用方法

高知会館を利用される際にフロントで組合員証を提示してください。その場で「利用券」を発券します。

（組合員証を所持していない場合は利用できません）

（宴会等での団体利用専用の様式を高知支部HPからダウンロードすることができます）

【変更点】令和5年度から、利用1回当たりの補助額が2,000円までとなります。



【変更点】令和5年度から、利用回数に上限を設けることとなりました。組合員と被扶養者合わせて年度内に12回（泊）までとなります。



## 宿泊施設利用補助

高知会館を公務外で組合員・被扶養者が宿泊利用される際に、1人1泊につき2,500円を補助します。利用回数は、組合員と被扶養者の利用回数を合わせて年度内に12回までです。

### 利用方法



宿泊料金を支払う際に高知会館のフロントで宿泊補助を受けられる方全員の組合員証・被扶養者証を提示してください。その場で「補助券」を発券します。

（組合員証・被扶養者証を所持していない場合は利用できません）

（補助券には組合員本人及び所属所長の証明印は必要ありません）



高知市本町5-6-42  
電話：088-823-7123

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755

## 福利厚生代行事業

# 「ベネフィット・ステーション」のご案内

公立学校共済組合高知支部の組合員になると福利厚生代行事業「ベネフィット・ステーション」をご利用いただけます。



### 福利厚生代行事業「ベネフィット・ステーション」とは

宿泊施設、フィットネスクラブ、育児、介護、各種レジャー、自己啓発、健康など幅広いメニューを会員優待価格にて利用制限なく何度でもご利用いただける事業です。利用できるメニューは「ベネフィット・ステーション」のホームページをご覧ください。

- ※ 組合員本人及び配偶者の各々の2親等内まで利用可能です。
- ※ 委託会社は株式会社ベネフィット・ワンです。



### 会員証等の送付及び利用開始日

原則として、公立学校共済組合高知支部の組合員資格を取得した日の属する月の翌々月から利用することができます。新規に資格取得された方には、会員証と小冊子「Welcom Book」が封入された封筒が届きます（所属所へ送付）。この会員証が届いた月の翌月1日が利用開始日となります。なお、会員証を紛失されてもサービスは利用できます。

- ※ 会員証は組合員証（健康保険証）ではありません。ベネフィット・ステーションの加入を証明するものです。
- ※ 資格取得日が同じ方でも共済組合の組合員データ登録時期等により、開始月が異なることがありますのでご了承ください。



### 利用方法

初めて利用する際には「ベネアカウント」の登録が必要です。右のページの「ベネアカウント登録方法」に沿って登録してください。ベネアカウント登録後は、ご自身が登録したメールアドレスとパスワードでログインしてください。なお、会員証にIDと初回パスワードが記載されていますが、こちらは使用しません。



### お問い合わせ先

【事業について】

公立学校共済組合高知支部  
福利班 保健事業担当  
【TEL】088-821-4755  
（土日・祝日・年末年始除く）

【サービス内容、利用方法、ID・パスワード等について】

ベネフィット・ステーション カスタマーセンター  
※利用開始からとなりますのでご注意ください。  
【TEL】0800-100-3300  
[全日] 10:00~18:00（年末年始除く）

【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755



# 「ベネアカウント」に登録して ベネフィット・ステーションを利用しよう！

## ベネアカウント登録方法

**認証キー1**：組合員証番号にアルファベットを含む組合員は、  
アルファベットを「0」に置き換えて6桁の番号を入力してください。

①団体ID、認証キー1・2で初回ログイン

以下にログインし、ベネアカウントを登録してください。

URL：

[https://beac.benefit-one.inc/bo/bpf/auth/firstlogin/web/login?bo\\_service\\_code=BS](https://beac.benefit-one.inc/bo/bpf/auth/firstlogin/web/login?bo_service_code=BS)



**団体ID**：C00026B6A  
**認証キー1**：組合員証番号  
**認証キー2**：生年月日  
1990年1月1日生まれの場合  
**19900101**

②ベネアカウント新規登録画面に遷移します。

今後IDとして使用したいメールアドレスIDとパスワードを入力して、新規登録をクリック。規約へ同意し、ベネアカウントの仮登録が完了します。

③②でログインIDとして登録したメールアドレスに、アカウント登録メールが届きます。

URLにアクセスしてください。

※件名：[ベネワン・プラットフォーム]アカウント登録案内メール

④本人確認画面に遷移します。

②で設定したパスワードを入力し送信をクリックしてください。

⑤本人確認画面に遷移します。ご自身の情報をご入力の上、送信をクリックしてください。

⑥登録完了画面に遷移しましたら、ログインをクリックしてください。ログイン画面に遷移します。

まずは **ベネフィット**

**検索**

<https://bs.benefit-one.inc>



【このページについてのお問い合わせ】 共済組合福利班 ☎ 088-821-4755